

第1号被保険者の介護保険料

第7期計画の介護保険事業費の見込値から第1号被保険者の介護保険料を推計すると、介護サービス利用者等の増加により保険料基準月額が、第6期より300円上がり、4,950円となりました。第1号被保険者の保険料は第5段階を基準とし、所得等によって10段階に分かれています。

第6期 (平成27~29年度)			第7期 (平成30~32年度)			対象者	
段階	料率	年間保険料	段階	料率	年間保険料		年額差
1	0.50	27,900円 (月2,325円)	1	0.50	29,700円 (月2,475円)	1,800円 (月+150円)	生活保護受給者及び非課税世帯で老齢福祉年金受給者世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方
2	0.75	41,800円 (月3,483円)	2	0.75	44,500円 (月3,708円)	2,700円 (月+225円)	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方
3	0.75	41,800円 (月3,483円)	3	0.75	44,500円 (月3,708円)	2,700円 (月+225円)	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得額の合計額が120万円を超える方
4	0.90	50,200円 (月4,183円)	4	0.90	53,400円 (月4,450円)	3,200円 (月+267円)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方
5	1.00	55,800円 (月4,650円)	5	1.00	59,400円 (月4,950円)	3,600円 (月+300円)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で第4段階に該当しない方
6	1.20	66,900円 (月5,575円)	6	1.20	71,200円 (月5,933円)	4,300円 (月+358円)	本人に市民税が課税されていて、合計所得額が125万円未満の方
7	1.30	72,500円 (月6,041円)	7	1.30	77,200円 (月6,433円)	4,700円 (月+392円)	本人に市民税が課税されていて、合計所得額が125万円以上160万円未満の方
8	1.50	83,700円 (月6,975円)	8	1.50	89,100円 (月7,425円)	5,400円 (月+450円)	本人に市民税が課税されていて、合計所得額が160万円以上200万円未満の方
9	1.70	94,800円 (月7,900円)	9	1.70	100,900円 (月8,408円)	6,100円 (月+508円)	本人に市民税が課税されていて、合計所得額が200万円以上500万円未満の方
10	1.90	106,000円 (月8,833円)	10	1.90	112,800円 (月9,400円)	6,800円 (月+567円)	本人に市民税が課税されていて、合計所得額が500万円以上の方

現在の介護保険料基準月額の比較

現在(第6期 H27~H29)の富良野市の介護保険料基準月額は4,650円です。北海道平均5,134円、全国平均5,514円を下回っています。人口類似市との比較では中程度です。沿線市町村との比較では50円から150円の差がみられます。

第7期(H30~H32)の介護保険料は公表されていませんが、月額で概ね5千円台となる市町村が多くなる見込みです。

全国平均	5,514円
美唄市	5,300円
北海道平均	5,134円
士別市	5,025円
富良野市	4,650円
深川市	4,600円
南富良野町	4,600円
留萌市	4,513円
占冠村	4,500円
中富良野町	4,500円
上富良野町	4,500円

要約版

[意見募集期間] 1月15日から2月5日まで
[お問合せ] 市高齢者福祉課 電話 39-2255

第7期富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)及び富良野市介護保険条例の一部改正(介護保険料の改正)について意見を募集します

この計画は介護保険法にもとづいて、市町村が3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施と、高齢者の総合的な保健福祉施策の推進を図るために策定するものです。今回、この計画の素案がまとまりましたので、パブリックコメント制度により高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)を公表し、意見を募集します。意見の提出方法は、広報ふらののお知らせ版1月号をご覧ください。

計画策定の背景

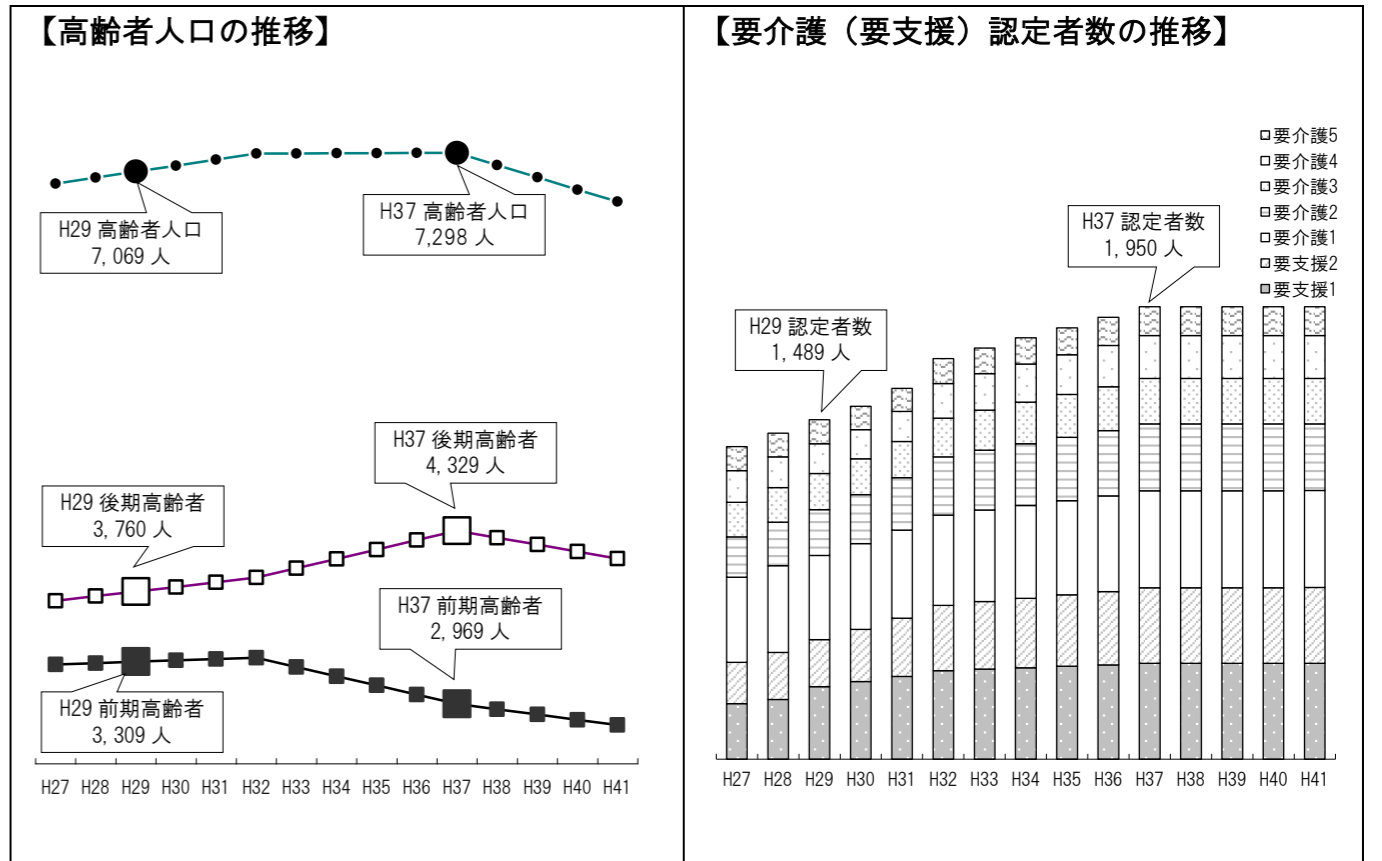
○高齢者人口の推移

富良野市の高齢者(65歳以上)の人口は、平成37年度でピークに達し7,298人となり、その後は減少に転じていくと推計されます。後期高齢者(75歳以上)の人口は、平成37年度にピークに達し、その後はゆるやかに減少していくと推計されます。

○要介護(要支援)認定者数の推移

第6期計画期間中(平成27年度から平成29年度)の要介護認定者数は1,348人から1,489人に増加しました。介護度別では要支援認定者の伸びが大きく、要介護1~5の方が34人増えたのに対し、要支援1~2の方は107人増えています。

認定者数は平成37年度で1,950人となり、平成29年度に比べ461人増加すると推計されます。

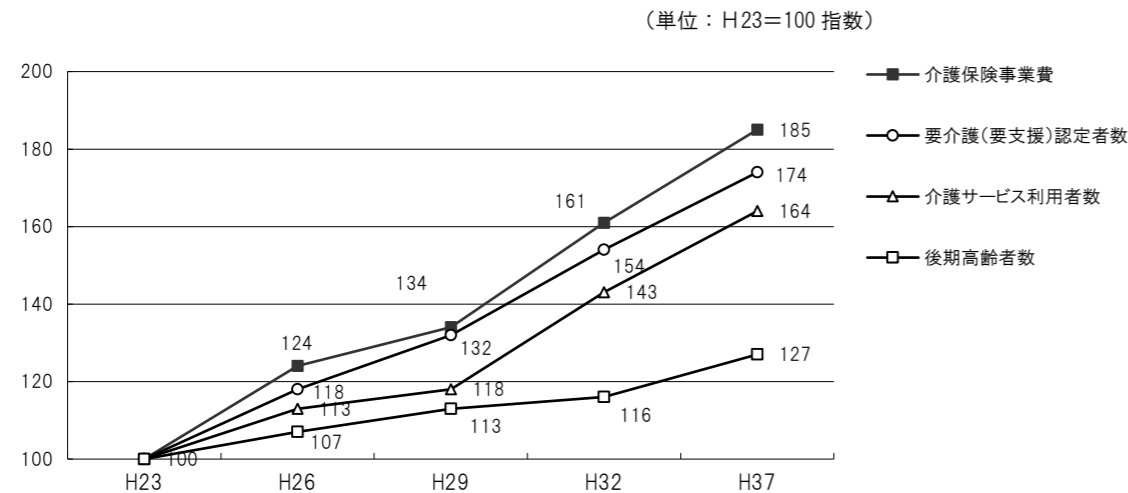


介護保険事業の見込み

要介護（要支援）認定者数は、後期高齢者数（75歳以上）を上回る伸び率で増加する見込みです。介護サービス利用者数は、後期高齢者数（75歳以上）と要介護（要支援）認定者数の増加にともない、今後さらに増加する見込みです。

介護保険事業費は、介護サービス利用者の需要増にともなう介護保険給付費の増大により、今後も増加していくと見込まれます。

【各介護指標の今後の推計】



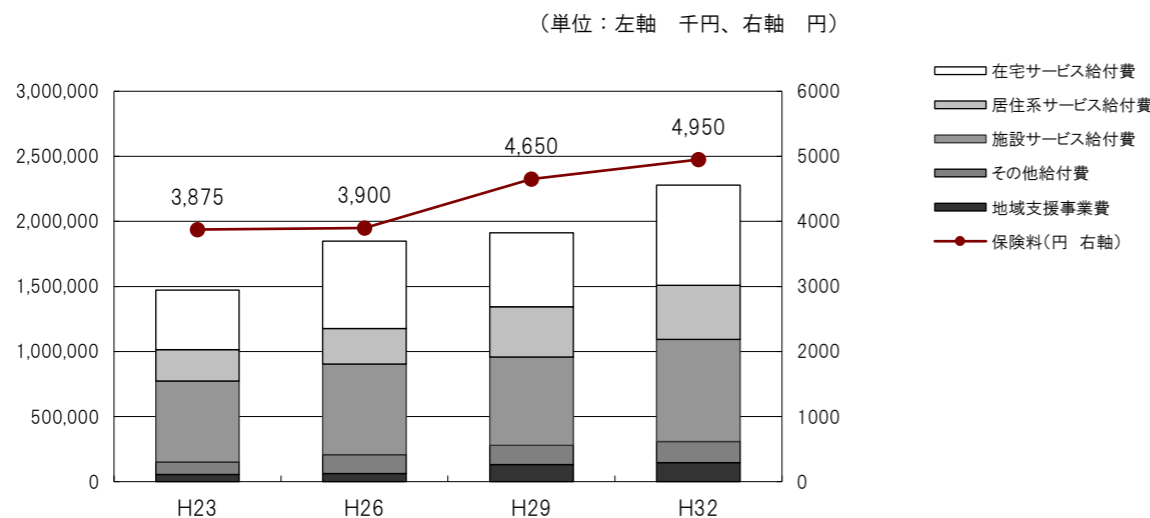
	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
後期高齢者数	3,406 人	3,627 人	3,853 人	3,962 人	4,329 人
要介護（要支援）認定者数	1,122 人	1,318 人	1,489 人	1,727 人	1,950 人
介護サービス利用者数	1,924 人	2,175 人	2,271 人	2,770 人	3,160 人
介護保険事業費(千円)	1,472,876	1,826,092	1,969,919	2,373,475	2,725,682

※介護サービス利用者数はサービス種類ごとに利用者数を集計しているため要介護（要支援）認定者数より多くなっています。

介護保険料の見込み

平成 30 年度以降も認定者数の増加にともなう在宅サービス給付費の増加が見込まれることから、第 7 期事業計画期間中（平成 30 年度から 32 年度）の介護保険料も上昇する見込みです。

【サービス別介護保険事業費の推移】



主な取り組み内容

1 介護サービスの確保に向けた取り組み

- 高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の計画的な基盤整備を推進します。
- 介護予防と健康づくりができる拠点施設として、第 7 期計画では介護予防教室を実施する事業所のうち、総合事業の短期集中型サービスを実施する事業所を介護予防拠点として位置づけ、介護予防教室と短期集中型サービスの充実による自立支援と重度化防止に取り組みます。
- 認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護医療院は、既存施設からの転換により整備を推進します。

2 高齢者の住まいの安定的な確保

- 高齢者の居住の安定確保に向けて、「富良野市住生活基本計画」や「富良野市中心市街地活性化基本計画」による住宅及び都市計画と連携し、住宅改修支援制度の充実やまちなか居住の推進に取り組みます。

3 在宅医療・介護連携の推進

- 地域包括支援センターが主体となって「在宅医療・介護連携ワーキング会議」を設置し、既存の取り組みを充実・推進しながら、医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、退院時の医療と介護における多職種連携の充実を図ります。

4 認知症施策の推進

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりの推進のため、地域で認知症の人を見守る体制づくり、認知症の早期発見、早期治療へつなぐ相談体制の充実、権利擁護事業、認知症の人を支える家族支援の充実など、認知症の人とその家族を中心に、医療・介護・福祉・地域が連携した支援体制の構築を図ります。

5 重層的な地域ケア会議による課題把握と政策形成の推進

- 既存の連携会議等を地域ケア会議の体系に組み入れることで地域に共通する課題や有効な支援策を重層的に検討する仕組みを構築し、富良野市介護保険事業計画に反映させるなど、政策形成を図ります。

6 自立支援と介護予防の推進

- 要支援 1 と要支援 2 の方に提供する訪問サービスと通所サービスは、予防給付で行われてきた従来型の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を継続します。
- 短期集中型の訪問サービスと通所サービスを一体的に実施し、心身機能を回復させることだけでなく、地域の活動への参加に結び付けることで自立した生活に戻れるような支援を図るため、リハビリテーション専門職を活かした自立支援の取組を推進します。
- 町内会等が運営する各地域の「ふれあいサロン」と、より身近な場所で週に 1 回程度開催する「ミニサロン」の普及拡大を促進します。一定の頻度で体を動かす要素をサロン活動のなかに組み入れるようリハビリテーション専門職の地域活動を支援します。
- 医療機関や介護事業所が自発的に介護予防に取り組む「介護予防教室」は、週 1 回程度開催している貴重な通いの場です。今後も、地域住民が自主的に参加できる場として、介護予防教室の継続と拡大を図ります。
- ふまねっと運動の教室開催やふれあいサロンへの定期的な関与など、地域の通いの場の取り組みを中心的に支えていく人材（サポーター）の育成し、サポーターの組織化とネットワーク化を促進します。

7 在宅生活を支える高齢者福祉サービス等の推進

- 市高齢者福祉課で実施する高齢者福祉サービスのほか、市の他部課で実施している関連事業や民間事業者のサービスを併せて周知し高齢者の在宅生活を支えるサービスの提供を推進します。